

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月18日
【会社名】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Akatsuki Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 工藤 英人
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目16番3号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目16番3号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,021,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	あかつきフィナンシャルグループ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） （以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金1,021,000,000円
各社債の金額（円）	金25,000,000円、金21,000,000円の2種
発行価額の総額（円）	金1,021,000,000円
発行価格（円）	各本社債の額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（％）	本社債には利息を付けない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成28年9月5日
償還の方法	<p>1．償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成28年9月5日にその総額を償還する。 (2) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本社債権者と合意した場合には、かかる合意に従って本社債を買い入れることができる。かかる買入れを行った場合には、当該本社債を消却するものとし、この場合において当該本社債に付された新株予約権は、下記（新株予約権付社債に関する事項）「新株予約権の行使の条件」(1)に従って本新株予約権が行使できなくなるにより、その全部が消滅する。 (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日に支払いを繰り上げる。</p> <p>3．償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） あかつきフィナンシャルグループ株式会社 管理本部</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、マネックスグループ株式会社に500,000,000円（額面金額25,000,000円の本社債20個）、株式会社アエリアに500,000,000円（額面金額25,000,000円の本社債20個）、Bendigo Holdings LLC に21,000,000円（額面金額21,000,000円の本社債1個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成23年9月5日
申込取扱場所	東京都中央区日本橋一丁目16番3号 あかつきフィナンシャルグループ株式会社 管理本部
払込期日	平成23年9月5日 本新株予約権を割り当てる日は平成23年9月5日とする。ただし、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを割当ての条件とする。
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はありません。

財務上の特約（担保提供制限）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号により、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。 2. 発行会社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、発行会社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	<p>以下の事由が発生した場合、当社は、本社債権者の請求により、本社債について期限の利益を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 期末又は第2四半期末の当社の連結純資産額が、前年同期末の連結純資産額の50%又は25億円を下回ったとき。 2. 当社の子会社たるあかつき証券株式会社（以下「あかつき証券」という。）の、金融商品取引法に基づき算出した自己資本規制比率が200%を下回ったとき。 3. 当社又はあかつき証券が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併又は吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社又は存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。 4. 当社又はあかつき証券が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。 5. 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。 6. 当社若しくはあかつき証券が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。 7. 当社若しくはあかつき証券がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分執行若しくは競売（公売を含む）の申立てを受け、若しくは滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、又は当社が監督官庁より営業停止あるいは営業免許、営業登録その他事業に不可欠な許可の取消の処分を受け、かつ本社債権者が権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めたとき。

（注）1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び同第3項本文の定めにより、本社債または本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

3. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

4. 本新株予約権の行使後第1回の剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

5. 本新株予約権付社債につき、上場申請は行わない。

6. 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られる最大整数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の額面金額を本社債に係る本新株予約権の数で除して得られる数と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は、当初金55円とする。ただし、当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生ずる場合は、第3項に定めるところに従い調整することがある。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合にあってはその日、当該基準日が定められていない場合にあっては調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社が有する当社普通株式数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、第(2)号から第(4)号からに基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 時価（第(3)号の に定義する。以下本号において同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換・交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降にこれを適用する。 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価が確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社が発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（取得条項付新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号又は による転換価額の調整が行われている場合

() 上記交付が行われた後の第(3)号の に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。

() 上記交付が行われた後の第(3)号の に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本号 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等について、その発行条件に従い当社普通株式1株当たりの

対価（本号 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ

（本号から第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、

当該下方修正等の後の当該取得価額等が当該修正等が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号の による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして本号の の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号の 又は上記()による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第(3)号の に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、ある月に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降も同様とする。

	<p>本号の から における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号の における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。</p> <p>本号 から の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社機関の承認を条件としているときは、本号 から にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額によ} \\ \text{り当該期間内に交付} \\ \text{された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、第(2)号の の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所市場第2部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数は除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、第(2)号の に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数及び当該転換価額の調整において第(2)号から第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。</p> <p>第(2)号の から に定める証券又は権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、新設分割若しくは吸収分割、当社を存続会社とする合併、当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整が必要となるとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 前各号により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,021,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成23年9月6日から平成28年9月2日までの間、いつでも本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 あかつきフィナンシャルグループ株式会社 管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 当社が「1 [新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）]」「償還の方法」第2項に従い、本社債を買入消却する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、買入消却に合意した日又は期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>(2) 平成28年9月3日以降に本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>(3) 各本社債に付された本新株予約権のうちの一部のみを行使することはできないものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の決議による事前の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の額面金額を本社債に係る本新株予約権の数で除して得られる数と同額とする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は、額面金額1,000,000円につき1個とし、合計1,021個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「1 [新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）]」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

3. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

4．その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 「1 [新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）] 」及び「（新株予約権付社債に関する事項）」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,021,000,000	9,500,000	1,011,500,000

(注) 1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2．発行諸費用の概算額は、弁護士費用200万円、公認会計士費用（価格算定費用等）350万円、有価証券届出書作成費用50万円、その他の費用（登記費用等）350万円を見込んでおります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
証券事業の強化及び拡大のための財務基盤の拡充	511	平成23年9月～平成25年3月
借入金の返済	500	平成23年12月

証券事業の強化及び拡大のための財務基盤の拡充

当社の中核子会社であるあかつき証券株式会社（以下「あかつき証券」といいます。）では、平成20年6月に経営陣を刷新し、伝統的に強みを有するリテール営業による株式委託取引や投資信託販売を中心に、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として取り組んでまいりました。

特に、株式委託取引の中でも、順調に信用取引を拡大させてきており、その残高ベースでは平成20年3月末日時点で5,084百万円であったものが、平成23年6月末時点では11,268百万円にまで伸び、その結果、平成23年3月期における信用取引に関する委託手数料収入（金融収益を除く）が1,074百万円となり、同期における委託手数料収入総額の48.2%を占めるに至っております。一方で、同社は自己資本やキャッシュの残高等を基準に信用取引の残高に関するリスク許容枠を設定しており、これ以上の信用取引の拡大には同社の財務基盤の強化が必要になっております。

同社では、現状の信用取引残高の増加から、今後3年程度で信用取引の残高に関するリスク許容枠の拡大が3,000百万円程度必要であると考えており、当該リスク許容枠の拡大に対応するためには、長期資金として1,000百万円程度の資金調達が必要であります。

今回の調達資金のうち、511百万円については、平成25年3月までを目処に同社の信用取引の残高に応じて同社に出資又は貸付（以下「出資等」といいます。）を行う予定としております。当該511百万円を同社への出資等に振り替えると、同社にとって信用取引の残高に関するリスク許容枠として、1,500百万円程度の拡大に繋がります。

借入金の返済

当社グループでは、上記の「証券事業の強化及び拡大のための財務基盤の拡充」に記載したとおり、あかつき証券における信用取引等を主体とした営業基盤の拡大を行うため、で使用する他社からの調達予定資金511百万円以外に500百万円の資金調達が必要となります。

当社は、上記の500百万円を調達するため、主要な借入先である株式会社アエリア（以下「アエリア」といいます。）に長期資金の確保の必要性を説明いたしました。その結果、平成23年12月末日に返済期日となる短期借入金600百万円のうち、500百万円について新株予約権付社債への振り替えを依頼し同社の同意を得ております。

当該500百万円を短期借入金から長期の資金へ振り替えることにより、あかつき証券にとって信用取引の残高に関するリスク許容枠として、1,500百万円程度の拡大に繋がります。

今回の資金調達により、当社では手元資金の流動性が高まり、あかつき証券の信用取引の残高に応じて出資等を行うことで、収益の機会損失を防ぎ、収益の拡大に繋がってまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

マネックスグループ株式会社

a. 割当予定先の概要	
名称	マネックスグループ株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度第7期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日） 平成23年6月27日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第8期第1四半期 （自平成23年4月1日 至平成23年6月30日） 平成23年8月12日 関東財務局長に提出</p>
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当該会社の戦略企画室長が当社取締役を兼務しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年8月18日現在のものです。

アエリア

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社アエリア
本店の所在地	東京都港区赤坂五丁目2番20号
届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度第9期 （自平成22年1月1日 至平成22年12月31日） 平成23年3月30日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第10期第1四半期 （自平成23年1月1日 至平成23年3月31日） 平成23年5月13日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度第10期第2四半期 （自平成23年4月1日 至平成23年6月30日） 平成23年8月15日 関東財務局長に提出</p>
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当該会社は、平成23年3月31日現在、当社普通株式を3,009,600株（当社の総株主の議決権の数に対して6.31%）所有しております。
人事関係	当該会社の代表取締役社長が当社取締役を兼任しており、当該会社の監査役2名が当社社外監査役を兼任しております。
資金関係	当社は当該会社より1,214百万円を借り入れております。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年8月18日現在のものです。

などを内容としております。

これにより、あかつき証券は、同社の顧客に対して、金融商品の選択に關してのより幅広い選択肢や、投資情報に關しての多様且つタイムリーな情報の提供が可能になり、同社と競合する対面型証券会社との差別化が図れるものと考えております。

割当予定先であるアエリアにつきましては、平成19年6月から平成22年2月までの間、当社の親会社に該当してまいりました。同社は平成22年2月に同社の主力事業であるオンラインゲーム事業に経営資源を集中するため金融事業から撤退することを決議し、当社の親会社でアエリアの子会社であった株式会社クレゾー（以下「クレゾー」といいます。）がトランスパシフィック・アドバイザーズ株式会社に第三者割当増資を行うことにより、アエリアのクレゾーに対する出資比率が低下し、当社はアエリアの連結子会社に該当しないこととなりました。

同社による金融事業撤退の方針を受け、当社グループは金融事業を中核事業として位置づけ、グループ戦略を機動的に推進するため企業再編を行い、当社がクレゾーを吸収合併し、株式交換によりあかつき証券を100%子会社化いたしました。当社は、クレゾーとの合併により同社のアエリアに対する借入金2,614百万円を引き継ぎ、平成22年12月に内1,400百万円を返済した結果、平成23年6月30日現在でアエリアに対し1,214百万円の借入金があります。

当社は、今回の資金調達にあたり、債権者であるアエリアに対して、あかつき証券における長期資金の必要性や、今般のマネックスとの業務提携やBendigo Partnes, LLC.（以下「Bendigo」といいます。）との協力関係構築による今後の証券事業の強化・拡大の事業戦略等について説明を行い、同社より賛同を得ました。アエリアとしては事業としての金融事業からの撤退以降も、当社に対して債権者としての関与を行ってまいりましたが、従来の貸付金を本株予約権付社債への投資に差し替えることにより投資リターンの向上を追及するものであり、当社としても借入金を新株予約権付社債に切り替えることで、利息負担が軽減され負債の長期化が可能になり、さらに新株予約権付社債が株式に転換された場合には負債から株主資本に変わることでさらに財務内容が強化されることとなるため、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先であるBendigo Holdings LLC（以下「Bendigo Holdings」といいます。）につきましては、同ファンドは当社に出資するためのファンドであるため、実質的な出資者であるBendigoについて記載いたします。

当社とBendigoの関係は、当社代表取締役工藤英人が前職でBendigoの経営陣とビジネス上の交流があり、昨年2月より当社グループの証券事業における成長戦略全般について同社との協力関係を模索してまいりました。

Bendigoは、金融サービスに關連するテクノロジーに特化した、コンサルティングに強みを持つ米国の投資会社であり、ニューヨーク、ロンドン、香港などに拠点を有しております。同社はE-Trade Finacial Groupの旧経営陣等グローバルな大手金融機関のプロフェッショナルで構成されており、同社の世界的なネットワークや金融業界に対する深い知識と経験が、同社との資本関係の構築を契機とした今後の交流によって、競合他社が提供できない海外の投資信託・仕組み債などの発掘や海外の提携先の選定などにおいて、当社グループの今後の成長に大きく寄与するものと考え、同社は出資をファンドごとに行っているため、同ファンドを割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

マネックスグループ株式会社 当社普通株式9,090,909株

株式会社アエリア 当社普通株式9,090,909株

Bendigo Holdings LLC 当社普通株式381,818株

（注）割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額55円において全て転換された場合における株式の数となります。

e. 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により交付する当社株式について、割当予定先との間で継続保有に關する書面での取り決めは行っておりません。マネックス及び Bendigo Holdings（Bendigo Holdingsはファンドであるため、実体はその出資者であるBendigo）に關しては、当社との事業上の協力関係を構築することを目指すものの、当社普通株式の株価及び当社グループの財務状況により、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により交付する当社株式の譲渡を行う可能性がある旨の意見をいただいております。また、アエリアについても、同様に同社の事情によって、本

新株予約権付社債を当社普通株式に転換し売却する可能性が有る旨の意見を伺っております。なお、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

また、本新株予約権の行使の方法やタイミングについては、割当予定先の三社とも当社普通株式の株価、出来高並びに当社グループの財務内容及び経営状態によるものの方針を伺っております。

f．払込みに要する資金等の状況

マネックス及びアエリアにつきましては、両社が直近に提出している四半期報告書において、現預金等の流動資産の状況を確認しており、Bendigo Holdingsにつきましては、同ファンドはBendigoの出資に基づいて、資金が準備されることから、出資者であるBendigoの資金を確認するため、Bendigoの取引銀行であるTD Bankより預金明細の写しを入手し、割当予定先の払込みに要する財産の存在を確認するとともに、その残高の状況から自己資金であると判断しております。また、Bendigoからも自己資金である旨について口頭により確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるマネックス及びアエリアについては、マネックスは株式会社東京証券取引所市場第1部、アエリアについては株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）ジャスダック市場に上場しており、両社が提出しているコーポレートガバナンス報告書（最終更新日：マネックスは平成23年7月13日、アエリアは平成23年5月16日）において、反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応することが謳われていることを確認しております。また、国内の上場会社ではない Bendigo Holdings につきましては、同社のグループ会社である Bendigo Securitiesが米国でFINRA（金融取引業規制機構）より会員の承認を受けており、その手続において、同社及び同社のパートナー並びにグループ会社が反社会的勢力と関係がないことが審査されていることを確認しております。

よって、当社は、割当予定先及びそのグループ会社並びに役員及び従業員が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマネックス、アエリア及び Bendigo Holdingsが、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行価額、本新株予約権の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を決定するにあたっては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性、本新株予約権付社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸要因を総合的に勘案しております。また、独立した第三者機関である山田FAS株式会社（東京都千代田区）（以下「算定機関」といいます。）に本新株予約権付社債の価格算定を依頼し、本新株予約権付社債に関する評価報告書を受領しております。

算定機関は、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）及びクレジット・スプレッド等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つである二項モデルを用いて本新株予約権付社債の理論的価値を算定しております。

当社は、本新株予約権付社債を発行することにより調達した資金により当社グループにおける証券事業の強化・拡大を推進することによる当社の企業価値の向上が見込まれること、本社債に本新株予約権を付すことにより一定の金利減免効果が享受できること等当社の経済的利益を勘案し、算定機関の評価結果も踏まえて、定量的、定性的に十分に総合的に検討いたしました。

その結果、本新株予約権付社債の発行価額は、本新株予約権付社債を発行することによって得られる当社グループの経済的利益に見合うものであり、割当予定先に特に有利な条件ではないと判断いたしました。

それに加え、本新株予約権付社債を発行することにより調達した資金により当社グループにおける証券事業の強化・拡大を推進することによる当社の企業価値の向上が図られることは、既存株主の利益に資すると考えられ、本新株予約権付社債の発行価額は、合理性があり妥当であると考えております。

また、当社の監査役4名全員からも、当社取締役から発行要項の内容の説明を受けると共に、算定機関の算定結果及び上記の議論を踏まえ検討した結果、割当予定先に特に有利ではないと判断した旨の意見を得ております。

転換価額については、直近の市場価格に基づくものが合理的との判断から、本新株予約権付社債発行の取締役会決議の直前取引日（平成23年8月17日）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（52円）に1.05を乗じた価額（円未満の端数は切上げ）を転換価額とすることで当社と各割当予定先による協議のうえ、合意し決定いたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の現在の発行済株式総数59,458,171株（議決権数47,674個）に対して、第三者割当による本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は18,563,636株（議決権数18,561個）であり、発行済株式数に対して最大で31.22%（総議決権数に対する割合38.93%）の希薄化が生じる可能性があります。

しかし、「第1【募集要項】、3【新規発行による手取金の使途】、（2）【手取金の使途】、証券事業の強化及び拡大のための財務基盤の拡充」において記載いたしましたとおり、本第三者割当により調達した資金を、当社グループの証券事業の強化及び拡大のため、あかつき証券の財務基盤の強化に使用することは、同社の営業基盤の拡大に資するものであり、ひいては当社グループの業績拡大に繋がるものと考えております。

また、「第1【募集要項】、3【新規発行による手取金の使途】、（2）【手取金の使途】、借入金の返済」においても、短期借入金を長期資金に振り替えることにより、同社の財務基盤の強化が図られます。

さらに、今回の資金調達を契機にマネックスと締結した業務提携契約は、あかつき証券の顧客に対して、金融商品の選択に関するより幅広い選択肢の提供を可能にするなど、同社の顧客サービスの付加価値を高めることに繋がります。Bendigoにつきましても、同業他社が提供しない海外の金融商品の発掘が海外の提携先の選定などで協力関係を築くことは、当社グループの今後の成長及び企業価値向上に寄与するものと考えております。

上記内容により当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による本新株予約権付社債発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成23年3月31日時点の当社普通株式の発行済株式総数59,458,171株に係る議決権の総数は47,674個であるのに対し、本新株予約権付社債が当初転換価額において全て転換された場合に発行される当社普通株式の数18,563,636株に係る議決権の数は18,561個であることから、今回の第三者割当による本新株予約権付社債の発行（以下「本第三者割当」といいます。）により当社の議決権に最大で38.93%の希薄化が生じることになるため、本第三者割当は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-6）に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
トランスパシフィック・アドバイザーズ(株)	東京都渋谷区初台 1-51-1	18,935	39.72	18,935	28.59
(株)アエリア	東京都港区赤坂5 -2-20	3,009	6.31	12,100	18.27
あかつきフィナンシャルホールディングス(株)	東京都中央区日本橋 1-16-3	11,580	-	11,580	-
マネックスグループ(株)	東京都千代田区丸 の内1-11-1	-	-	9,090	13.72
石川 清助	兵庫県川西市	3,140	6.59	3,140	4.74
木村 欣二	東京都大田区	1,227	2.57	1,227	1.85
木村不動産(株)	東京都中央区日本橋 1-16-3	939	1.97	939	1.42
財団法人黒川古文化研究所	兵庫県西宮市苦楽園 三番町14-50	736	1.54	736	1.11
宝天大同	神戸市北区山田町 下谷上字箕谷3-1	685	1.44	685	1.03
満平 明	千葉県山武郡横芝 光町	663	1.39	663	1.00
計	-	40,917	61.53	59,099	89.22

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日現在のものであります。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日現在の発行済株式総数に本第三者割当増資により割り当てる予定の新株予約権の目的である普通株式の総数18,563,636株を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社グループにおきましては、平成20年3月期より抜本的な組織・事業の再編に着手し、不採算事業からの撤退や不採算子会社の整理、遊休資産や低収益資産の売却などを進め、グループの再構築を図ってまいりました。さらに、平成22年10月には当時親会社であった株式会社クレゾーとの合併及び黒川木徳証券株式会社（現：あかつき証券）との株式交換による資本構成の再編を実施し、収益性の追求と効率的な事業運営を行える体制を構築いたしました。この資本再編により証券事業への集中を行い抜本的なグループ改革を推進する第1ステージが完了いたしました。

現在の当社グループは、証券事業を中心とする成長拡大の第2ステージと位置づけ、あかつき証券を中心とする証券事業の強化及び拡大を目指しております。

あかつき証券におきましても、平成20年6月に経営陣を刷新し、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として事業の強化に取り組んでおり、強みを有するリテール営業による株式委託取引や投資信託販売の強化により、収益の拡大・多様化を図っております。

このような中、あかつき証券では顧客の信用取引の需要に対応して、順調に信用取引を増加させ、平成23年6月末では信用取引の残高を11,268百万円まで拡大いたしました。一方で、同社は自己資本やキャッシュの残高等を基準に信用取引の残高に関するリスク許容枠を設定しており、顧客の信用取引に関する旺盛な需要に応え、さらに成長させるためには、同社の財務基盤の強化が必要となっております。

上記のとおり、同社のさらなる営業基盤の拡大のためには、当社として長期の安定的な資金を確保する必要があり、今般、資金調達を行うことといたしました。

今回の手取の調達資金1,011百万円を「第1 [募集要項]、3 [新規発行による手取金の使途]、(2) [手取金の使途]」に記載しましたとおり、あかつき証券では今後3年程度で信用取引の残高に関するリスク許容枠の拡大が3,000百万円程度必要であると考えております。

同社の信用取引の残高が順調に拡大すれば、市況の影響はあるものの収益の安定化が期待できひいては当社グループの業績拡大及び企業価値の向上に繋がるものと考えております。なお、3年後以降の信用取引の残高の増加への対応につきましては、残高の増加のスピードに応じて、自己資金での対応を含め、適宜対応する予定であります。

また、今回の資金調達を契機にマネックスと締結した業務提携契約により、あかつき証券は顧客に対してより多様なサービスの提供を行うことができるようになり、同社の顧客預かり資産の増大に寄与し、ひいては、当社グループの今後の成長及び企業価値向上に資するものであります。

当社普通株式の平成23年3月31日時点の発行済株式総数59,458,171株（議決権数47,674個）に対して、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は18,563,636株（議決権数18,561個）であり、発行済株式数に対して最大で31.22%（総議決権数に対する割合38.93%）の希薄化が生じる可能性があります。当社取締役会は、今般の割当予定先との中長期的な協力関係や、長期資金の確保による財務基盤の安定が、当社の財務的及び社会的な信用の構築に繋がり、当社の今後の事業戦略における選択肢を増やし、企業価値の向上に資するものと考えております。当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様利益に資するものと考えており、本第三者割当による本新株予約権付社債発行による潜在株式数の発生数量及び既存株式の希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

(2) 第三者割当による新株予約権付社債の発行を選択した理由

当社は今回の資金調達に際しまして、資金調達の確実性を最優先に置きながら、既存株主の希薄化への配慮や当社グループの財務基盤の強化、金利負担の観点から、様々な資金調達的手段（借入、公募増資など）を慎重に検討し、下記の点を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行が現時点の最良の方法と判断いたしました。

第三者割当による資金調達は、公募増資や株主割当などに比較し、当社が必要とする資金を確実に調達できる手段であること。

新株予約権付社債による資金調達は、借入と比較し本新株予約権の行使により普通株式に転換されることで、株式の一定の希薄化が生じるものの、資本の拡充及び財務基盤の強化が期待できること。

新株予約権付社債による資金調達は、新株発行の増資と比較し一般的に本新株予約権の行使期間が分散されることにより、当社株式の需給関係への影響について一定程度軽減することが期待できること。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループの連結営業収益の90%以上はあかつき証券の収益によるものであり、本第三者割当により調達した資金を、当社グループの証券事業の強化及び拡大のため、あかつき証券の財務基盤の強化に使用することは、同社の営業基盤の拡大に資するものであり、ひいては当社グループの業績拡大に繋がるものと考えております。

また、借入金を長期の安定的な資金である本新株予約権付社債に切り替えることは、長期資金の確保により、より機動的な事業戦略の選択が可能となり、当社企業価値の向上に資するものと考えております。

(4) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、本新株予約権付社債の発行条件を決定するにあたっては、算定機関に本新株予約権付社債の価格算定を依頼し、「3 [発行条件に関する事項]、(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載しておりますとおり、本新株予約権付社債の発行価額は、割当予定先に特に有利な発行ではないものと判断しており、会社法上は株主総会への付議を要するものとは考えておりません。

その一方で、本新株予約権付社債が転換された場合には一定以上の議決権の希薄化を伴うことから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条において、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、あるいは当該割当に係る株主総会の決議などによる株主の意思確認が必要とされております。当社では、あかつき証券において顧客の信用取引に対する需要が拡大している中、できるだけ早く資金調達を行い、同社の信用取引の残高に関するリスク許容枠を拡大し、収益機会の損失が発生する可能性を防ぎ証券事業の強化を図るほうが、既存の株主の皆様利益に資すると判断し、の当社経営者から一定程度独立した第三者からの意見を入手することと致しました。

当社は当社経営者から一定程度独立した第三者による委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、独立

委員会に対し本第三者割当による新株予約権付社債の発行を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。

当社は、独立委員会の委員として、小西克憲氏（当社社外監査役）、中西敏和氏（同志社大学法学部教授）及び進藤直滋氏（監査法人A & Aパートナーズ パートナー）の3名を選定いたしました。なお、各委員は、当社と取引や契約並びに出資などの関係が一切なく、いずれも当社経営者から一定程度独立した第三者であります。

独立委員会は、平成23年7月29日から平成23年8月17日まで合計4回開催され、本第三者割当による新株予約権付社債の発行を実施することの必要性及び相当性について検討を行いました。独立委員会は、かかる検討を行うに当たり、検討に必要な資料を収集し、本新株予約権付社債発行の目的及び内容について経営陣に対してヒアリングを行い、本新株予約権付社債発行が既存株式に与える影響について、有利発行の該当性なども含め検討を行いました。

独立委員会は、上記のとおり慎重に検討を行った結果、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行については、最大38.93%の希薄化が発生する可能性はあるものの、下記の2点により、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を委員全員の一致で決議し、平成23年8月18日に、かかる意見を当社取締役会に提出いたしました。

あかつき証券において、顧客の信用取引に関するさらなるニーズに対応するためには、証券事業の特性上、将来発生する可能性があるリスクに備えるため、相応の財務基盤の強化及びキャッシュフローの充実を図る必要性があること。

今回の資金調達によるあかつき証券における営業基盤の強化、及び割当予定先であるマネックスとの業務提携による収益面での効果が見込まれ、希薄化によるデメリットのみではなく妥当性があること。

当社取締役会は、かかる独立委員会の意見を踏まえた上で、上記(1)乃至(3)に記載した理由から、本第三者割当の必要性及び相当性が認められると判断し、平成23年8月18日に、本第三者割当を行う旨の決議を行いました。なお、上記の平成23年8月18日開催の取締役会において、割当予定先であるマネックスの戦略企画室長を兼務する島根秀明氏及び割当予定先であるアエリアの代表取締役である小林祐介氏は、利益相反のおそれ回避のため、本第三者割当に係る議案の審議及び議決には参加しておらず、同議案は、上記2名を除く3名全員の取締役が審議及び議決に参加し、当該3名全員の賛成により可決されております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第61期）及び四半期報告書（第62期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第61期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成23年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成23年6月29日開催の当社第61回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、工藤英人、星野秀俊、小林祐介、伊澤 健及び島根秀明を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小西克憲を選任する。

第5号議案 当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員に新株予約権を無償で発行する件

(3) 当該決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	29,856	334	-	98.89%	可決
第2号議案	29,810	380	-	98.74%	可決
第3号議案					
工藤 英人	29,917	273	-	99.09%	可決
星野 秀俊	29,911	279	-	99.08%	可決
小林 祐介	29,916	274	-	99.09%	可決
伊澤 健	29,917	273	-	99.09%	可決
島根 秀明	29,917	273	-	99.09%	可決
第4号議案					
小西 克憲	29,910	280	-	99.07%	可決
第5号議案	29,830	360	-	98.81%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・ 第1号議案、第3号議案及び第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・ 第2号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

3. 賛成比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第62期 第1四半期	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出
訂正報告書	事業年度 (第61期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年7月29日 関東財務局長に提出
訂正報告書	事業年度 (第61期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社（旧会社名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社（旧会社名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社）及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原科 博文 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社を存続会社とする株式会社クレゾーとの吸収合併（効力発生日 平成22年10月1日）を決議した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社を完全親会社とし、黒川木徳証券株式会社を完全子会社とする株式交換（効力発生日 平成22年10月1日）を決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月29日

黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 追加情報に記載されているとおり、会社は、平成22年10月1日付で親会社である株式会社クレゾーを吸収合併消滅会社、会社を吸収合併存続会社として合併しているが、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）第212項に基づき、子会社である会社の個別財務諸表における合併に係る処理を振り戻し、当該合併以前の株式会社クレゾーの連結財務諸表における処理を合併後も継続すると共に、株式会社クレゾーが会社の少数株主から株式を追加取得したものととして会計処理を行っている。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について決議している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原科 博文 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社を存続会社とする株式会社クレゾーとの吸収合併（効力発生日 平成22年10月1日）を決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社を完全親会社とし、黒川木徳証券株式会社を完全子会社とする株式交換（効力発生日 平成22年10月1日）を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。